

令和 2 年 5 月 臨時会

河合町議会会議録

令和 2 年 5 月 8 日 開会

河合町議会

令和2年第4回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

| | |
|-------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| 第 1 号（5月8日） | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員 | 4 |
| ○欠席議員 | 4 |
| ○出席説明員 | 4 |
| ○欠席説明員 | 4 |
| ○議会事務局出席者 | 4 |
| ○開会の宣告 | 5 |
| ○開議の宣告 | 5 |
| ○町長のあいさつ | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○日程の追加 | 7 |
| ○議長の辞職 | 7 |
| ○日程の追加 | 8 |
| ○議長の選挙 | 8 |
| ○日程の追加 | 10 |
| ○副議長の辞職 | 11 |
| ○日程の追加 | 11 |
| ○副議長の選挙 | 12 |
| ○日程の追加 | 14 |
| ○各常任委員会の委員の選任 | 14 |
| ○日程の追加 | 15 |
| ○議会運営委員会の委員の選任 | 16 |
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査 | 16 |

| | |
|----------------------|----|
| ○付議事件の一括提案理由の説明 | 17 |
| ○議案第30号の質疑、討論、採決 | 21 |
| ○議案第31号の質疑、討論、採決 | 34 |
| ○承認第1号の質疑、討論、採決 | 35 |
| ○承認第2号の質疑、討論、採決 | 39 |
| ○承認第3号の質疑、討論、採決 | 42 |
| ○承認第4号の質疑、討論、採決 | 43 |
| ○承認第5号の質疑、討論、採決 | 44 |
| ○議員発議第6号の上程、説明、討論、採決 | 45 |
| ○閉会の宣告 | 46 |
| ○署名議員 | 47 |

河合町告示第19号

令和2年第4回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年4月27日

河合町長 清原和人

- 1 期 日 令和2年5月8日
- 2 場 所 河合町議会議場
- 3 付議事件
 - 議案第30号 令和2年度河合町一般会計補正予算について
 - 議案第31号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度河合町一般会計補正予算)
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例等の一部改正)
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)
 - 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険条例の一部改正)

令和 2 年 5 月 8 日（金曜日）

（第 1 号）

令和2年第4回（5月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年5月8日（金）午前10時00分開会

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 追加日程第 1 | 議長辞職の件 |
| 追加日程第 2 | 議長の選挙 |
| 追加日程第 3 | 副議長の辞職の件 |
| 追加日程第 4 | 副議長の選挙 |
| 追加日程第 5 | 各常任委員会の委員の選任 |
| 追加日程第 6 | 議会運営委員会の委員の選任 |
| 追加日程第 7 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について |
| 日程第 3 | 議案第30号 令和2年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 4 | 議案第31号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和元年度河合町一般会計補正予算) |
| 日程第 6 | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (河合町税条例等の一部改正) |
| 日程第 7 | 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (河合町国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第 8 | 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正) |
| 日程第 9 | 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (河合町国民健康保険条例の一部改正) |
| 追加日程第 8 | 議員発議第6号 新型コロナウイルス対策に関する議会議員報酬削減に向けての決議 |

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第8まで議事日程と同じ

出席議員（13名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 森 光 祐 介 | 2番 常 盤 繁 範 |
| 3番 梅 野 美智代 | 4番 佐 藤 利 治 |
| 5番 中 山 義 英 | 6番 坂 本 博 道 |
| 7番 長谷川 伸 一 | 8番 杵 本 光 清 |
| 9番 大 西 孝 幸 | 10番 馬 場 千恵子 |
| 11番 岡 田 康 則 | 12番 西 村 潔 |
| 13番 谷 本 昌 弘 | |

欠席議員（なし）

出席説明員

| | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 町 長 清 原 和 人 | 副 町 長 田 中 敏 彦 |
| 教 育 長 竹 林 信 也 | 企 画 部 長 福 井 敏 夫 |
| 総 務 部 長 澤 井 昭 仁 | 福 祉 部 長 浮 島 龍 幸 |
| 住 民 生 活 部 長 門 口 光 男 | ま ち づ く り 推 進 部 長 堀 内 伸 浩 |
| 教 育 部 長 上 村 欣 也 | 企 画 部 次 長 森 嶋 雅 也 |
| 総 務 部 次 長 上 村 卓 也 | 福 祉 部 次 長 中 野 雅 史 |
| ま ち づ く り 推 進 部 次 長 石 田 英 毅 | 安 心 安 全 推 進 課 長 吉 川 浩 行 |
| 総 務 課 長 小 野 雄 一 郎 | 税 務 課 長 新 井 俊 洋 |
| 高 齢 福 祉 課 長 古 谷 真 孝 | 子 育 て 支 援 課 長 小 山 寿 子 |
| ま ち づ く り 推 進 課 長 中 島 照 仁 | 生 涯 学 習 課 長 小 槻 公 男 |

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

| | |
|-------------|-----------------|
| 局 長 佐 藤 桂 三 | 局 長 補 佐 高 根 亜 紀 |
|-------------|-----------------|

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。本日、告示第19号をもって令和2年第4回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第4回臨時会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 改めておはようございます。本日、5月臨時会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。本日は、議案第30号及び議案第31号の2議案、承認第1号から第5号の5承認を提出させていただいております。

後ほど副町長から議案説明を致しますが皆様方には慎重審議いただきまして御決定を賜りますことをお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、10番、馬場千恵子議員、11番、岡田康則議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

4月27日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等についての報告を願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 去る4月27日、議会運営委員会を開会し、日程等を決定しましたのでその結果を報告いたします。

会期は、本日5月8日の1日といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第30号、第31号の2議案と承認第1号から第5号までの5承認を一括上程しし逐条審議いたします。以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日限りといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時3分

再開 午前10時5分

○副議長（岡田康則） 再開します。

◎日程の追加

○副議長（岡田康則） ただいま杵本光清議長より、一身上の都合により、本日付をもって議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

なお、杵本議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規程が適用されますので、あらかじめ退席をされております。

◎議長の辞職

○副議長（岡田康則） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、杵本光清議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） ご異議なしと認めます。

よって、杵本光清議員の議長辞職の件は許可することに決定しました。

杵本光清議員の入場を許可します。

（8番 杵本光清 入場）

○副議長（岡田康則） 杵本光清議員には議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

議長退任のあいさつを登壇の上願います。

○8番（杵本光清） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、杵本議員。

(8 番 杵本光清 登壇) 12 : 03

- 8 番 (杵本光清) 一年の間、議長という重責を皆様の協力のもと追行出来たことはこのうえない喜びでございます。皆様への感謝を申し上げ私の退任の挨拶をさせていただきます。どうもありがとうございました。
-

◎日程の追加

- 副議長 (岡田康則) お諮りします。

ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 副議長 (岡田康則) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として、選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長の選挙

- 副議長 (岡田康則) 選挙の方法はどのような方法といたしましよか。

- 1 0 番 (馬場千恵子) 投票をお願いします。

- 副議長 (岡田康則) 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

- 副議長 (岡田康則) ただいまの出席議員は 13 人です。

立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に森光祐介議員、常盤繁範議員を指名致します。

それでは、投票用紙をお配り致します。

(投票用紙の配布)

○副議長(岡田康則) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(岡田康則) 配布もれなしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

(投票箱の点検)

○副議長(岡田康則) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番森光祐介議員から順次投票願います。

(投票)

○副議長(岡田康則) 投票もれはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(岡田康則) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

森光祐介議員、常盤繁範議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長(岡田康則) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち杵本議員7票、岡田議員4票、馬場議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3.25票です。

したがって、杵本議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました杵本議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長(岡田康則) それでは、杵本光清議員、議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○8番（杵本光清） はい。

○副議長（岡田康則） 杵本議員。

（新議長 杵本光清 登壇）

○議長（杵本光清） 昨年度に引き続き、議長という重責にご推挙いただきましてまずはありがとうございます。先年度は1年間、私のテーマとしましては、バランスという部分を重視して議会運営の議事進行を行ってまいりましたが、本年度もバランスという部分は崩さずに本年度は情報公開、開かれた議会というものをひとつテーマに皆様と取り組んでいければと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○副議長（岡田康則） 杵本議長、議長席にお着き願います。

議長を交代致します。

（議長交代）

○議長（杵本光清） 議長席に座っていきなりですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

○議長（杵本光清） 再開します。

◎日程の追加

○議長（杵本光清） ただいま岡田康則副議長より、一身上の都合により、本日付をもって副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職の件を直ちに日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いた

しました。

なお、岡田康則副議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規程が適用されますので、あらかじめ退席をされています。

◎副議長の辞職

○議長（杵本光清） お諮りします。地方自治法第108条の規定により、岡田議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、岡田康則議員の副議長辞職の件は許可することに決定しました。

岡田議員の入場を許可します。

（11番 岡田康則 入場）

○議長（杵本光清） 岡田康則議員には副議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

副議長退任のあいさつを登壇の上願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（杵本光清） はい、岡田議員。

（11番 岡田康則 登壇）

○11番（岡田康則） 皆さん一年間ありがとうございました。副議長、いろんな勉強もさせていただきました。河合町の今、困窮する財政というものにも目の当たりにしてみなさんと一緒に財政、色々な行政改革にも時間を注いだつもりでございませぬ。また一議員にもどりましても、皆さんと力を合わせて河合町の財政を良くするため、頑張っていきたいと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（杵本光清） お諮りします。

ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4

として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長(杵本光清) 選挙の方法は、どのような方法といたしましょか。

○10番(馬場千恵子) 投票をお願いします。

○議長(杵本光清) 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(杵本光清) ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番梅野美智代議員、4番佐藤利治議員を指名致します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○議長(杵本光清) 念のため、申し上げます。

投票は単記無記名をお願いします。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清池) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(杵本光清) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番森光祐介議員から順次投票願います。

それでは、投票をお願いします。

(投票)

○議長(杵本光清) 投票もれはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

梅野美智代議員、佐藤利治議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(杵本光清) それでは、選挙の結果を報告致します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち長谷川議員12票、谷本議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.25票です。

したがって、長谷川議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました長谷川伸一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(杵本光清) 長谷川議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

(7番 長谷川伸一 登壇)

○7番(長谷川伸一) はい、議長。

○議長(杵本光清) はい、長谷川議員。

○副議長(長谷川伸一) このたび重職であります、副議長にみなさまからご推挙していただき、心よりお礼申し上げます。予想もしていなかった新型コロナウイルス感染のパンデミックが世界全体を襲っています。歴史上1、2の国難といえる非常事態です。今はみなさんと力をあわせて新型コロナウイルス感染拡大防止に全力を尽くします。リーマンショックを超える経済の混乱、疲弊は避けられない1年になると思います。副議長の責務の一つ、言うまでもなく議長の補佐役です。慣例にとらわれることなく、議長をはじめ全議員と協

力して町民本意の立場で積極的に政策提言や政策立案を行い、町の発展と未曾有の南極を乗りきれるよう最善を尽くす所存です。副議長として議会全議員の声、ご意見等に耳を傾け、自分自身の頭でよく考え、町、理事者側と真摯に話し合い緊張感を持って、議論をできる信頼関係を築くよう努めます。皆さまから今後ともご指導ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

◎日程の追加

○議長（杵本光清） お諮りします。

各常任委員会の委員の選任について議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任についてを、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（杵本光清） 追加日程第5、各常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

各常任委員会の委員選任について、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時39分

○議長（杵本光清） 再開します。

それでは指名を行います。

総務常任委員会の委員として、森光祐介議員、常盤繁範議員、長谷川伸一議員、馬場千恵子議員、岡田康則議員、以上5名。

厚生常任委員会の委員として、梅野美智代議員、中山義英議員、坂本博道議員、西村潔議員、以上4名。

経済建設常任委員会の委員として、佐藤利治議員、杵本光清議員、大西孝幸議員、谷本昌弘議員、以上4名。

ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしく、お願い致します。

次に、各委員が選任されましたので各常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時48分

○議長（杵本光清） 再開します。

ただいま、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に馬場千恵子議員、副委員長に岡田康則議員。

厚生常任委員会委員長に梅野美智代議員、副委員長に坂本博道議員。

経済建設常任委員会委員長に大西孝幸議員、副委員長に佐藤利治議員。

以上方々が選任されました。

◎日程の追加

○議長（杵本光清） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任について議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任についてを、追加日程第6として議題とすることに

決定いたしました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（杵本光清） 追加日程第6、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

森光祐介議員、常盤繁範議員、梅野美智代議員、坂本博道議員、大西孝幸議員、馬場千恵子議員、以上6名であります。

議会運営委員にただいま指名しました方々を選任いたします。よろしく申し上げます。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

○議長（杵本光清） 再開します。

ただいま、議会運営委員会において選任されました同委員会の委員長及び副委員長を報告致します。

委員長には常盤繁範議員、副委員長には森光祐介議員、以上の方々が選任されました。

暫時休憩します。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

再開は11時5分からと致します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（杵本光清） 再開します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（杵本光清） 理事者の方より、議案第31号、議案第32号の2議案、承認第1号から第5号までの5承認について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（杵本光清） はい、副町長。

(副町長 田中敏彦 登壇)

○副町長(田中敏彦) それでは、本臨時会に提出致しました、議案第31号と議案第31号の2議案、承認第1号から承認第5号までの5承認につきまして、順次ご説明を申し上げます。議案第30号 令和2年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策と致しまして、国家事業といたしまして一律に、1人あたり10万円を支給する特別定額給付金のための補正でございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ17億9,360万円を追加し、予算総額を81億1,360万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8ページをお開き願います。

款2総務費、項1総務管理費では、目28「特別定額給付金給付事業費」を新たに設け、給付金17億7,000万円、事務費2,360万円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明致します。6ページをお開き願います。

今回の事業につきましては、全額を国が補助しますので、款15国庫支出金、項2国庫補助金で17億9,360万円の増額となっております。

以上、歳入歳出17億9,360万円の増額補正となっております。

議案第31号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、根拠法令の改正による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴う、一部条例の改正でございます。

主な改正内容は、補償基礎額及び補償基礎額の最低額の改正でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日より適用するものでございます。

つづきまして、承認案件のご説明に移ります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「令和元年度河合町一般会計補正予算」についてご説明いたします。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、予算の総額に変更はなく、地方債の増額のみでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお開き下さい。

このことにつきましては、九つの起債の目的の借入限度額を表のとおりと定め、起債の限度額を合計7億5,860万円とするものでございます。なお、14「減収補てん債」と15「調整債」は一般財源として処理し、その他の地方債は従来通りそれぞれの事業の特定財源として処理します。

それでは歳出からご説明を致します。

地方債のうち7事業分は、それぞれの特定財源として処理します。まず、1ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目17総合福祉会館運営費で、120万円。同じく項2児童福祉費、目2児童福祉施設費で600万円。款6農林商工費、項1農業費、目5農地費で10万円、款7土木費、項4都市計画費、目3公共下水道費で800万円。12ページに移りまして、款9教育費、項5社会教育費、目2公民館費で、70万円。目3文化財保護費で、300万円。目7文化会館運営費で、250万円。以上それぞれの特定財源と致しました。

次に歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。今回の補正では、歳出予算の総額に変更がないため、款21町債、項1町債の3,500万円の増額分を款18繰入金、項1基金繰入金の財政調整基金繰入金で調整するものでございます。以上でございます。承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の改正は、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年3月31日に公布されたことに伴う改正でございます。主な内容をご説明いたします。まず1点目は、町民税の改正でございます。

第36条の3の2、第36条の3の3の改正につきましては、給与所得者又は公的年金等受給者が提出することとされている扶養親族申告書において、単身児童扶養者に該当する場合には、その旨記載することとされていた事項を削除するものでございます。

附則第17条の2の改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について、町民税の税率を軽減する規定を3年延長するものでございます。2点目は、固定資産税の改正でございます。

第54条の改正につきましては、固定資産の所有者の存在が不明である場合に、一定の探

索を行ってもなお、不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することができることとするものでございます。

第74条の3の改正につきましては、登記簿等に土地又は家屋の所有者として登記等がされている個人が死亡している場合に、当該土地又は家屋を現に所有している者に、賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができることとするものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

この条例は、令和2年4月1日より施行するものでございます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令におきまして、国民健康保険の加入者に対し課する国民健康保険税における低所得者世帯の軽減判定基準の緩和が図られたことに伴い所要の改正を行うものでございます。改正いたします内容は、①5割軽減の判定時において、判定基準となる国民健康保険加入者数に対する加算額が5,000円引き上げられた28万5,000円にて軽減判定基準額を求めることができることとしました。

2番目、2割軽減の判定時において、判定基準となる国民健康保険加入者数に対する加算額が1万円引き上げられた52万円にて軽減の判定基準額を求めることができることと致しました。

この条例は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降の国民健康保険税に適用するものでございます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の改正は、奈良県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の改正に伴うものでございます。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するものでございます。今般の新型コロナウイルス感染症対策において、国内の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として対応を求めるものであり、奈良県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金の支給を行うことから当該傷病手当金の申請書の受付を行うこととしたものでございます。

この条例は、令和2年4月10日から施行するものでございます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策において、新型コロナウイルス感染した被用者に対する傷病手当金の支給について検討するよう通知されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正いたします内容は、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないときは、傷病手当金を支給するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提出いたしました6案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議・ご決定賜わりますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第3、議案第30号 令和2年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（杵本光清） はい、佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 9ページの節、細節の右欄の説明の所なんですけども、ここに特別定額給付金事業報酬会計年度任用職員報酬1名、給料の欄で一般職級1人と書いてるんですけど、これはこのままで理解できるんですけども、この下の時間外勤務手当230万円が、ここに計上されてるんですけども、この会計年度任用職員を増やすとか人の配置でこれは、こういう残業と思うんですけども、時間外勤務手当の金額というのはまず1点、緩和できなかったのかどうかというのをちょっと聞きたいです。それと、私の調べる限りでは近隣の市町村の中ではうちよりか人口の多いところで、70万円ほどでやってるような所もあると思うんですけども、一概に比較はできません。ただ、うちの方としてはもっと効率的な事ができなかったのか、それと下段の方にいきまして、システム回収データ入力業務委託、これも900万円で計上されてます、これの中身を聞きたいのと、それともう一点、申請書発送等委託、シルバー人材センターということで122万円とされてますけども、この業務範囲、シルバー人材センターに委託するにあたっての業務範囲を教えてくださいたいです。以上です。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 質問にお答えさせていただきます。まず、今回質問いただいている分につきましては、定額給付費の事務費部分でございます。これにつきましては、国から世帯数等を参考に地方公共団体でいくらぐらいという目安が示されてます。それが本町の場合は2,390万円というところでございます。この計算方法が出たのが4月27日前後でした。その時点で何をやるのかどういう形ですのかというのは全く未定でございます。そういうことから前回平成21年の給付金事業を参考に今回の額を見積もらせていただいたところでございます。これにつきましては、額、過大な積算もございます。ただ、そういう中で緊急の対応として計上させていただきました。この金額の中で適正な対応をさせていただこうと思っております。以上でございます。

○総務部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 超過勤務手当、先ほど福井部長が申し上げましたように前回の定額給付金を参考に予算計上はしているんですけども、実際事務をするにあたりましては、極力残業手当が出ないような勤務態勢を取るべく先般も新しい室を設けました。議員がおっしゃる趣旨を踏まえまして、極力時間外勤務がないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杵本光清） シルバーとシステムに関する回答は。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） すみません。先ほど言いましたように総枠の中で2,390万円という枠の中で金額を貼り付けさせていただいたところです。そういう中でシステムの改修、データ入力につきましては900万円を計上させていただいております。ただ、実際契約する段階ではもっと精査をさせていただきたいと考えております。

もう一つ、シルバー人材センターへの発送委託でございます。これにつきましてもシルバーに発送するのが良いのか、あるいは町職員で対応するのがいいのか、先ほどの時間外の問題もでございます。そういうところもふまえて、一番早く住民さんに届くような方法を考えてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（杵本光清） はい、佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。シルバーさんがやる仕事の内容というのは今、考えてる、想定作業というのはどういうふうなあれなんですかね。私が思うところは、若い職員の方で処理できるような事であれば、していただくとか、残業してみなさんで短期で終わらすとかそういう選択肢というのも、もっと考えてはおるとは思うんですけども、やられてはどうかと思っております。この書いてる事について反対してるのではなく、先ほどおっしゃったように一日でも早く、上牧町、広陵町周りの町で私ところはいつごろもらえそうやという話題で町内は持ちきりです。その辺でやはり、町長も含めて北葛で寄られてるのでその辺の足並み等も大事だと思います。その辺をできたら具体化、一日でも早くできるような方法というのを、書いてる事にうんぬん言うてるのではなくて、それを基にやっていただきたい。よそに遅れることなくという事で意見を言わせてもらって私の質疑を終わります。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） ご意見ありがとうございます。まず、申請書の発送委託につきましては先ほども申し上げましたように、シルバーに委託するのか、職員でする方がいいのか。職員でする場合には時間外が発生することが懸念されます。そういったところから、いずれの方法をとるにしろ、住民さんに一番早く届く方法を考えてまいりたいと思います。それと、

北葛との並びの話でございます。担当者同士で意見の交換をしながらできるかぎり足並みを揃えた対応と考えております。河合町と上牧町、広陵町につきましては、電算システムがクラウドで同じシステムを使っております。そういうことから、システム改修等のスケジュールを考えますとほぼ、同じような日程になると。王寺町だけちょっと違うんですけども、それにつきましても意見交換させていただいて、できる限り似たような時期に発送を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） 私もなるべく早くという立場ではあるんですけども、一応確認したいんですが、当然郵送された場合には返信用の封筒等も含めてあると思うんですけども、それで着払いとかも含めて、そういう費用とかも見込んであると思うんですが、それは通信運搬費とかに入ってるという事でよろしいでしょうか。それと、全ての住民が対象となりますので大変だと思うんですが、とりわけ高齢者の方々も非常に効果的に対応できるようにという事は事務費の中で特に本人証明とか口座についてはコピー添付というようになってると思います。申請書。それがなかなか苦勞かかりそうなので、それを含めてしっかりと対応しながらきめ細かく詰めていただきたいと思います。その辺では何か考えておれば出してもらえたらと思っております。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 郵送、転送については通信運搬費の中に計上させていただいてございまして。それと、本人証明、口座等のコピーの部分につきましては、給付金のシステム上一旦送らせていただいて、返してもらって、それについて確認させていただくというのはまず、本人確認が一番大事な事だと思います。それと、もう一つ振込先口座の確認というのはこれも非常に大事なことで、速やかにするには必ず外せないものだと思っております。そういう事からお願いしながら、申請書をきちっと返していただきたいと思います。お願いするところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 是非、きめ細かくお願いしたいと思います。振込み口座等も水道料金等が引き落としになっておる口座があれば、そのまま良いとかも聞いておりますけども、や

はりそういう点では、一人一人にめんどくさいからやめとこみたいにならないように、丁寧な対応を是非お願いしたいと思います。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） ご意見ありがとうございます。今、おっしゃられた事を詰めながら対応していきたいと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先ほどですね、佐藤議員の質疑において若干不明な点がありましたので私の方からも質問させていただきます。9ページですね、委託料、その他、システム改修データ入力業務委託に関しましてこれを精査するという答弁をいただきましたが、状況として分かるんですよ、議案提出した際に平成21年の定額給付金のその時におこなったものをベースにひな形ベースで状況が分からなかったのこういう形で計上させていただいてます。という説明は分かります。そこから時間がありましたよね、この議会において承認という形になりましたら滞りなく町民の為に作業を進めていただきたいというところの部分でですね、今現状で検討ですとか精査している段階で無いよう気がするんです。当然のことながらこれはもう委託する業者さんに対してこういう形で委託しようというものは策定されてると思うんですね、それをお話していただきたい、確認させていただきたいんですけどいかがでしょうか。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 予算計上と平行しながら当然作業を進めさせていただいております。まず、先ほども申し上げましたように自主組織の設置をさせていただきました。それとシステムの改修、これにつきましても既に平行して進めさせていただいております。国におきましても速やかな実施を求めるという観点から予算計上前の着手も認められております。システム改修の着手、印刷物、郵便物の配布手配もしております。それと郵便局との事前協議あるいは金融機関との事前協議も着実に進めておるところでございます。なんとしても先ほども申し上げましたように、できるだけ早く住民さんに送付させていただき、できるだけ早くお金を配りたいという思いでございますのでよろしく申し上げます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁の内容をお伺いしますと、皆さんの努力というのは非常に分かっております。分かった上でご質問させていただきますが、内容の話を聞いてますと項目に対してですね、以前平成21年に計上されてる内容を見ると、色々な所で対象科目が重複してる場所があるんじゃないかとそんな感じを見受けられますので、その部分はしっかり精査したうえで実施していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） できるかぎり、精査させていただいたつもりなんですけども、実際執行段階におきまして、例えば不足する部分がでましたら流用等いたしかたないところもございまして、よろしくお願いします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほどのお話を聞かせていただいて、特別定額給付金寄付事務補助金については、だいたいの数字ででてるんですけども実際使った分について当然余れば国の方に返さなあかんし、後であるかないかは分かりませんが会計検査も入るかと思えます。その中でまずこれを見させていただいて、疑問に思ったのが申請書の発送といわゆるシルバー人材センターこれの分について、先ほど佐藤議員からも質問があったんですけども仮に給付対象が1万7,700人で計算されてるんですけども、122万円を1万7,700人で割ると一人当たり68.9円約70円、これってめちゃくちゃ高いと思わないですか。封入作業の手数料。これでするのであれば、たかだか1万7,000人程度ですよ、職員が30人ほど寄って、5時15分終わってから残業すれば3時間でこの程度は入れれます。私はシルバー人材にお金渡すのであれば逆に職員に、若い職員に残業手当を支給してあげて下さい。その方がもっと安くつきます。122万円より。それと、色々計画をされてると思うんですけども、いかに迅速にやるかと思うと、まず封筒。これは窓空き封筒なのか、表にシール貼ってするやつなのか、その辺も聞きたいですし、当然中に入れるチラシもこれは印刷して3枚セットであれば、セッティングして納品してもらったら早いし、その辺の工夫とかもされてるのかお聞かせ願いたいなど。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 先ほども申し上げましたように、申請書の発送等委託と書いており

ます。ここで想定していたのは、申請書の発送とあるいは審査の一部をシルバーにと思ってたんですけども、先ほども申しましたように総枠2,390万円、予算計上させてもらってるのは2,360万円でございますが、そういう金額の中で割合させてもらってます。その中で先ほども申しあげましたようにシルバーに出すのが早いのか、あるいは職員で対応するのが早いのか、あるいは職員の対応で時間がどれだけ発生するのかその辺も含めて検討してまいりたいというのが先ほども申しあげたところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 1万7,000人程の書類を置く場所もいるわけなんですね、シルバーに委託すると言いながら。だから今、小学校とかやってないですよん、そこへ小学校とかもしくは体育館に納品してもらって5時15分から職員が30人、もしくは管理職でやればいいですよん、管理職であれば残業手当出ませんよん。そういうので封入やればすぐに終わりますよん。何も委託せんでも。と思うんです。だから、いかに国のお金やから使わな損みたいない気持ちは分からんでもないですけども、できるだけ職員もコロナで頑張ってくれてるんやから、若い職員にある程度やってもらって残業手当出してあげるのも一つなんかだと思いますので、これは私の要望も含めて言いました。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 議員の要望というかたちでお伺いさせていただきます。ただ、働き方改革というのを謳ってる中でこれに対して職員の人件費を裂くのが良いのか、あるいはシルバー以外の所への委託も視野に入れながら対応をしてまいりたいと思います。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 3つだけ質問させてもらいます。これまず、支払いの期間なんですけどね、目的は早く全員に払うというのが目的なんですけども実際に色々質問が出て運営方法まで意見が出てるんですけども、この2つの目的17,700人の方全員に払う、早く払う、これ2つですね。その時にですね、まず支払いの期間があると思うんですね、いつまで経っても申請しない人もいらっしゃるわけやから、この期間についてまず、何ヶ月かどうか。それから、申請書を出さない方がおそらく出てくると思うんですね、そういう人達に対する、申請しませんという申請だったらいいんですけども、申請書類を出さない人も出てくると思うん

ですね、そういう対応ですね。それから国との関係で清算するということですから、これはいつまでにどのように精算するのかについてのスケジュールの3つを答弁お願いしたいと思います。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） まず、支払いの期間といいますか申請の期限というのが法律で定められております。それにつきましては、郵送申請方式の給付申請受付開始から3ヶ月以内となっております。次に申請書を出さない人と言いますか、出せない人ということろでございます。それにつきましては福祉と対応しながら考えてまいりたいと思っております。それと精算のスケジュールでございます。これにつきましては近々に補正予算が通れば国に対して補助申請と概算払いの申請をすることでございます。それは最終的にどの段階での精算になるのかは今の段階では見えておりません。以上でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 資金繰りの話ですけどね、いつ頃に実際に振込むということになると今の答弁では、入ってくる時期というのは河合町から申請をしないといけないという事ですね具体的に、そうすると全国一律ですからそれぞれの市町村によって申請する時期が変わってくれば払うお金も入ってこないわけですから、その辺の段取り資金繰りの段取りはどうなんでしょうね。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 資金繰りと言いますのは、とりあえず今回の給付金を払うお金という事でそれにつきましては先ほど申しましたように概算払いというのをさせてもらってそれで財源とさせていただくと考えております。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 給付金全ての方に給付するという事ですね、大前提は。気になっているのはDVの方、町の方で把握してると思うんですけども、世帯主に振り込まれるのでその辺の対応はどうされるのか確認したいと思います。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） DVの対応につきましては、当然神経質な対応を求められるところでございます。そういうことから制度の中におきましてもDVに特化した対応というのは決められているところでございます。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） それでは、その対応なんですけども、要は当然世帯主のところに振り込まれますので、住民票が一緒であれば当然世帯主の所へ入るわけですからその辺のDVにあつての方に対して速やかに支払う事はできるという理解でいいんですかね。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） DVの方につきましては、本人さんの申請がございましたら、その世帯主さまではなく、ご本人の口座へ振り込みさせていただく制度となっております。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 9ページの真ん中の説明のところにあります要支援者訪問対応業務委託84万円となってるんですが、この業務委託はどのような内容なのか詳細に教えてください。どのような方法ですかお願いします。それと、この議案書の補正予算を見ますと会計年度任用職員1名、一般職1名となっておりますが、この一般はどのような形態の職員になるのか教えていただきたい、これが2点目です。それと本日、奈良新聞で報道いただきまして河合町の記事が載っておりまして給付金事務担当推進室を設置という事で河合町特別定額給付金の事務を担当する新型コロナウイルス感染症対策推進室を役場内に設置したと役場2階に設置する予定となっております。同室は臨時職員を含む各部の10人で構成と、町長直轄で給付事務等を担当するとなっております。この内容についてはもっと早く対策室やっておられる、推進室はどんどんやっていただきたいと思うんですけども、どのような体制で人的ワークをされてるのか、この辺がこの議案書と10名とどういう関連になるのか教えていただきたい。どのようなワーキングチームを作って給付事業を推進するのか具体的に教えてください。よろしくお願いいたします。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） まず、要支援者の訪問対応という事でございます。先ほどご質問ございましたように申請が難しい方への対応で、これにつきましては前は社会福祉協議会に委託したところでございます。今回につきましてもそういった対応を考えておるところでございます。次に会計年度任用職員あるいは一般職の職員の件でございます。これの一般職費につきましては、任期付職員を考えております。それと、推進室の構成でございます。これにつきましては議員おっしゃったように各部の補佐以上、あるいは任期付き職員で対応させていただこうと思っております。内容につきましては、組織を設置しまして給付金の事務にかかる全般を上手く分担しながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。何ぶん昨日設置された組織でございます、今日の昼からまた打ち合わせをさせていただくところでございます。詳細につきましては、その中で決まると考えております。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 5月1日だったか、すぐ町のホームページに特別定額給付金の仮称として見させていただきました。郵便とオンライン方式が2つ主にありまして、たぶん85%は郵便でやると、5月20日ごろに役場から発送する予定ですと。このホームページを見て何人かの町民のかたからの依頼というか要望がありましたのは、1日でも早くいただきたいと、生活に追われてる方がいますので、その旨を言わせもらって。まず、郵送方式5月20日ごろに送って、これ言うたからと言って約束で私文句は言いませんけども、返信もらって、早く何日ぐらいから給付できるか、振込み口座中心だと思うんですけども、具体的に教えていただきたい。本当に1日でも早く欲しいと、年金生活者で普通の厚生年金ではなくて国人年金で、きゅうきゅうの方もいてはるし、病気をお持ちの方もいてはるし、若い世代も子育て支援もあるので、早く欲しい。あと、マイナンバーカードいわゆるオンラインの方が早いんですけども、残念ながら私自身もまいりたいと制度を取ってませんので、早く取ってたらよかったなという気もするんですけども、これを含めて具体的な給付納期というかスケジュールをいただきたい。今、設置して10名となってるのでその辺の体制にもよるかと思うんですけども、早急に万全に全力をあげてやっていただきたいと思いますので、その辺教えていただけますか。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 5月20日ごろの発送という事で書かせてもらってます。それ以降に

対応しなければならないというのはまず、審査の問題と振込みのデータを銀行に渡す。その前に振込みの口座が正しいのかを照合を行わなければならない。そういう手順をふみますと返送があって町としての審査から約9日から10日ぐらいは必要になるかと考えております。それを極力短くするように銀行とも今調整をさせていただいてるところでございます。

○13番（谷本昌弘） 議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 先ほども長谷川議員にもありましたように、河合町の給付金に対する処置ですね。今日の新聞で知ったわけです。なぜ、発表する前に議会に報告が無かったのか。これ、いつから行政の方は議案書はこういうふうにしようと、私が言うのは、今までからでも議会が知らない間に新聞報道されてるということが、今までから度々あったわけです。何でかなと、議会軽視も甚だしいのちゃうかと、河合町は議会をバカにしてるのかと、絶えず思う時があります。新聞に発表するようなことを何故議会に前もって議会に、議会にもし間に合わなかったらせめて、議長の耳にでもこういう事を発表するという事を、発表する事が当然とちゃうのか。私、それね思うたびにそういうように思うわけですねん。河合町の理事者というのは議会を軽視してるのちやくかと。常々思ってるところです。前回にも南都銀行との契約ありましたね、第三小学校のところ。あれでも議会が知らない間に新聞にオープンにして、新聞に載ったことは住民が知ることになる、議員の方が後で知ることになる。順番が逆と違うのかと、今後、こういう事がないように。この問題に対しても、議長にいつ知ってんと聞いたら、議長はそんなん知らなかったと言う事ですので、風とおしが非常に悪い。議会と理事者というのは本当に風とおしの悪い最たるものやと思っております。今後ともこのように新聞報道に発表されるような事案というものは必ず議会に先に議長に耳にでも入れて欲しいと。それから新聞の方に報道して欲しいと強く要望しますので。終わります。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 議会に対して報告が無かった件、申し訳なく考えております。日々刻々とこの定額給付金につきましては内容が変わってまいります。そういうところから急遽昨日の段階であいういう事をさせていただいたわけでございます。それにつきまして、議員の皆様にご説明等無かったことにつきましては申し訳なかったと思っております。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この給付についてなんですけども、郵送されてそれを読んで申請書を書いて、返送するという手続をふみますと、大変時間がかかるという事で、例えば役場内に受付の窓口を設ける、又申請についてもよく理解が難しいなという方については援助をしていくという事で窓口で対応していくというような、また窓口については今、設けられました推進室で予定されてるような事でしょうか。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 今回の特別給付金の本来の趣旨と申しますのは、コロナ対策ということでございます。コロナ対策というのは、まず人に合わない、接しないというのが大前提でございます。そういう事から窓口については必要最小限の検査等をさせていただく窓口という事で考えております。ですので、大々的に窓口で受け付けるとは考えておりません。以上でございます。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） その窓口の設け方にも色々と安全を確保して設ける方法もあるかと思えます。人と接しては駄目だ、会話もできない、申請が漏れるような方に対する事もあってもいけないという事でそういうところは万全を期して丁寧に対応していったらいけないと思うんですけども、支援が遅れるような事があってはいけないのではないのでしょうか。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） おっしゃるように郵送というのに基本にしながら、非常に難しい方等については訪問等も考えております。そういう対等をさせていただき、どうしてもという方につきましては窓口も防止シートを付けてございますが、大々的にそれを話するというのは前後逆になってくるのかなと思えます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 谷本議員の補足になるんですけども、風通しが悪いというのは私もずっと思っております。今回の事につきましても町民はこの現実、事実、スピーディーに情報が欲しいという事なんですけども、こういうように先に新聞発表されますと、議員たるもの

どうしたものかなと、思うんですよ。そこでですね、谷本議員も言われたように今後こういう事が無いという事をまず、管理者と、町長として、町長管轄の部屋でございますので町長から一言、今後こういう事はもう無いですよという事をお示しいただきたいと思います。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 10万円の定額給付金につきましては、先ほど係も答えてますように、町民のみなさんの命を守ったりとか安心安全という事で、とにかく1日でも早く実現していきたいと思います。今、議員の方から出ましたように2月9日から対策会議開いたり、4月に入って安倍首相のそういう宣言が出ましてから格上げをしまして、対策本部をやっております。反省というか、内容につきましては、順次、議長をはじめ情報をちゃんと通達というかお知らせする予定になっておりました。先ほど、出ました今日の新聞の事については先ほど部長も申しましたように抜けていたという事で私もお詫びしたいと思っております。今、岡田議員おっしゃったように、議会の先生方、また議会にもしっかり情報提供をしていくように努めてまいりますのでよろしくお願いします。以上です。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 町長のお気持ちわかりました。とにかく今後、このコロナの事に関しましても他の事に関しましても財政逼迫しておりますことを町民は非常に心配しておりますので何事にも議会議員の方に決まったという事はスピーディーに下ろしていただきたいという事をせつをお願いいたしまして風通しのいい議会ということをよろしくお願いします。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第30号 令和2年度河合町一般会計補正予算については、可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第4、議案第31号 議案第31号河合町消防団員等公務員災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問させていただきます。この条例案に関してなんですが、実際にですね公務災害の補償が適用になったケースを可能であれば過去10年間ぐらいでそういったケースがあったかどうか、直近であれば1年2年でもかまいません。また、その内容はこういった形であったのか。それとですね、この公務災害の補償に対してどういう形で把握するのか、そういったところの改正をどういう形をとられてるのかできれば、昇進して新任で着かれまして吉川課長にお答えいただければと思いますがいかがでしょうか。

○安心安全推進課長（吉川浩行） 議長。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） まず実績というかここ数年の件数なんですけども、10年余りなんですけど、そういった災害はおきておりません。また県内は把握してないんですけども平成30年で言いますと全国で2,289件の事例がありました。今後こういった災害が起きた場合ですね各団員等から報告もいただくとともに実際に消防主任、副主任も現場に立ち会ってますのでその中で色々と事情徴収をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第31号 河合町消防団員等公務員災害補償条例の一部改正については、可決されました。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の専決につきましては、基本的には新たに町債、借金が増えるという内容にもなります。この時期にこのような補正を専決した理由はどうなのか。また、目的はどうなのかを確認したいと思います。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 今回、専決補正させてもらった内容なんですけども、年度途中で新たに改修が発生した部分、実際に実施していく中で増加が見込まれた分について増額補正を行わせていただいたものでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 特に新たな事業がこの大きな科目の中でおこったというわけではないんでしょうか。新規という事であれば議会の承認がいるとは思いますが、そういう性質

の中身ではないという事でしょうか。

○総務部次長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 年度途中で当初予定しておりませんでした、例えば工事等が発生したという場合がございます。そういう場合にその事業に対して起債をあてさせていただいているというものはございます。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 3,500万円プラスマイナス、ゼロという事なんですけども、財政調整基金から3,500万円予定していたけど、使わないで新たに起債できるという事で町債3,500万円程、さく入して運営していくという事ですね。これ1点、もう出納閉鎖時期なんですけども70億円の予算で実施して施行してるんですけども、不要費とか予備費とかで調整することは無理だったのか。実は町債というのは3,500万円借りても利子は後年度に払っていきます。財政調整基金も1億円切るぐらいかなと思うんですけども、非常に厳しい状況という事で。預金を置いとかないといけない面はあるんですけども、予備費、各事業の不用額等で調整することはできなかったのかという事と、財政次長がおっしゃられたように例えば、3ページ見ていただきたいんですけども、地方債補正といたしまして総合福祉会館整備事業費180万円を当初思ってた。そこに120万円増額して300万円。特定財源としての起債ということで。減収補填債、調整債は一般財源、これはよく分かります。この特定財源になってる土地改良事業費、認定こども園の600万円と文化会館の250万円、こういったものが今、おっしゃられたように予定してない事業はあつて借金したのか、そこのへんを詳しく教えて下さい。例えば、総合福祉会館でしたら今まで180万円で機器を補修する予定やったけど新たに、この機械を補修しないといけないとかが起きたのかその辺を教えて下さい。それと、歳出見ていただいたら分かるように一般財源があれば借金しなくていいんですけども、全部一般財源から穴埋めしてるという状況ですから、非常に困窮している状況が分かります。その辺をもう一度あと1月切ってますけども出納閉鎖中に調整はできるのかどうか。分かりますか、例えば補正予算でくんでるけども5月末になったら実はお金を借りなくてよかったですという事が起きる。前年度はそれがありませんでしたね。その点を確認したいんですけども。お願いします。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 細部の件はまた次長から答弁させていただきますけども、今回のこの専決につきましては、基本的な考え方として一番シンプルにしていこうという事で歳入の地方債を増やしたところで歳入でもって調整していくという形をとらせていただきました。後は決算処理ということになってきます。不用額とかおっしゃってましたけども、それは決算処理の中でやっていきたいというように考えております。

○総務部次長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 私の方からは総合福祉会館。例えば総合福祉会館の増額ということですが当初、総合福祉会館につきましては給排気ファンの改修というのと6月の補正予算で計上させていただいております。その後、吸収式冷温水器の改修が緊急で発生いたしました。その部分の工事を行っております。それに対して新たに起債を充当させていただいたという事でございます。

（「土地開発とか認定こども園は」と言う者あり）

○総務部次長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） あと、土地開発事業費につきましては、10万円の増額をさせていただいております。この分につきましては土地改良事業費の事務費の2.75パーセント事務費として起債がとれるものとなっております。その部分の10万円を新たに追加で計上させていただいております。つづきましては、認定こども園につきましては、認定こども園備品について起債対象になるものについて新たに起債を計上させていただいております。文化会館ですけども、当初予定しておりませんでした音響設備が壊れたことによって改修を行っております。施設整備事業債につきましては、大塚山古墳群の保存事業としまして用地の購入を行っております。この分につきましては起債を充当しております。つづいて防災対策事業債につきましては、中央公民館の空調ポンプの改修を行っております。つづきまして下水道事業につきましては、補助事業で実施している場所と異なる箇所で行う単独事業について起債を充当しております。つづいては減収補填債という事でございます。減収補填債につきましては、市町村民税法人割及び利子割交付金が減収になったことに伴い借り入れができる起債となっております。今回、その中の利子割交付金につきまして減収が発生しましたので借入れを行っております。つづいて、調整債ですけども、平成26年度それと28年度に税制改正がありました。それに伴って、市町村民税法人割の減税が行われたわけですが、その減収額が消費税

引上げに伴う地方消費税の増収額を上回る額について発行が認められてる地方債となっております。その部分の借入れを行ったものでございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論。

○議長（杵本光清） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい、反対討論です。

○議長（杵本光清） では、坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回この専決について反対の討論をさせていただきます。基本的には新たに借金を増やすという内容になるということと、先ほど言われたような新たな事業となるようなものについて専決ということになります。基本的には専決は避けるべきだという思いを持っております。そういう点では3月議会も臨時会があったわけですから、そういうところも含めてそういう事にならないような作り方をすべきではなかったのか。同時に決算の事については改めてになると思いますが今回の3月末の公債返済分についても一部4,200万円を振分けしてる状況がこの資料で明らかになっております。そういう意味では先ほどかた言ってるように一般財源の中で運用も含めてなるべく借金は増やさないすべきではなかったのかという事を申しのべて反対討論と致します。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 反対討論をさせていただきます。これ専決で決めるということなんですけども、こんだけ起債して行って果たして町は大丈夫なんかいなと、やはりどこかで議案として出していただきたい。そこで議員みんなが精査していくのが普通かなと思うんですけども。このまま専決が不承認になったとしても、それはOKという事で非常に怖いかなと思ったりもするんですよ。やはり河合町の将来、町民の血税ですので一円足りも無駄にしないという気持ちを私は持っているんですけども、そのあたりは町長はどのようにお考えでしょうか。やはりまた借金が増えるという事だと私は思うんですけど、町長の気持ちをお聞きしたいと思います。

（「討論やから」と言う者あり）

○11番（岡田康則） そうでしたね、討論でしたね間違っていました。すみません。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、新しく総務部長になられた澤井さんとは以前にも予備費とか色々、財政運営について意見が違うんですけども、今、澤井部長からご答弁いただいて、思ってるんですけども、今回の町債というのは借金でして、収入ではないんですよ。本当の意味では。歳入ではないんです。真水ではないんです。今言うたように、シンプル・イズ・ベストなような発想でシンプルにこれだけ借りて、これだけ入れた後、調整して出納閉鎖まできっちりやるというやり方もあるんですけども、それよりもまず、予算の組み方をもう少し精査していただいて、この文化会館の音響の問題も6月に業務委託かで補正しましたよね。そういった内容も含めてもう少し先手先手をうって、部長たちもみずから船首にたつてですね、どこへ向いてこの船は動かすのかを先取りをしていただきたいと思いますので、今回はこのような趣旨で反対討論させていただきます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） それでは討論を終結させていただきます。

これより承認第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 少数であります。

着席願います。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度河合町一般会計補正予算）は不承認とすることに決定されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例等の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回の河合町税条例の一部改正については、国の方で少子高齢化に伴って所有者不明土地が増えるという事から国の方で法律改正が行われてそれにのっって河合町も条例改正されたと思うんです。国の方ではそのあたりを現に使用しているものが氏名、住所等必要な事項を申告させる事ができるということがあって、条例化した場合は河合町はそれが申告されてきたら必ず受けないといけないようになるんです。その中でお聞きしたいのが現に所有している者という定義は河合町は分かったうえでこの条例改正をしたのか、例えば長年にわたってその土地に車を置いてるだけで現にその人が所有者になるのかと言うと本当はならないんです。そのあたりで、条例改正されてるから、そのへんの言葉の定義というのは分かっておられると思うんですけども、現に所有している者という人の定義を説明して下さい。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） ただいま質問いただきました、現に所有している者の定義でございますけども、単にその土地や家屋を使用収益している者という事ではなくてですね、通常はその所有者、例えば所有者が亡くなった場合においては相続人もしくは民法に基づいて現に所有している者が対象になるということです。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） その解釈でいくと、相続人でも順位というのがあると思うんです。だから必ずしも相続人やからといっても優先順位があるので今所有している人が必ずしも、申請してこられて所有者として登記できるわけではないと思います。それと今後発生するかと思うんですけども、相続放棄、相続人不存在の場合で現にそこを所有している人が居てた場合はどうするのか、その答えを聞かせて下さい。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 相続放棄が行われた場合ですけども、そこに実際居住されてる方がいらっしゃるというような場合ですけども、今回条例改正の中にありますように第54条の改

正のところですね、その固定資産の使用者に課税できるというものがございます。これについては、所有者が全く存在不明の場合にはこの使用者に対して課税することができるとなっております。もう一つは、所有者に対して相続人がいるという場合ですね、相続人がいるけどもそこに居住している方がまた別の方という場合につきましては、あくまで相続人にたして課税を行うということでございます。すみません。相続放棄が行われたということですので、相続人の方が誰も所有者がいないということなわけですが、例えばですけども、内縁関係の方が引き続き居住している場合につきましては、その方が家庭裁判所におきまして特別縁故者という審査が行われて、確定がされた場合につきましては、その特別縁故者となった方に対して課税を行うこととなります。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 討論ですか。

○5番（中山義英） 賛成の立場ですが討論。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 条例改正には賛成はするんですけども、今の答弁は間違ってる部分があって、相続放棄された場合は利害関係人がまず優先するんです。特別縁故者ありますよ、でも一般的に相続放棄された場合は利害関係人が所有者となるんです。これは民法の規定なんです。そこをもう少し分かっていただかないと、申請をなんでもかんでも受けてたら後でトラブルの基になると思うんです。そういった事を分かったうえで条例改正をするべきやと思うんです。当然上の方も、これを見られて疑問に思われたらそこは解決いしていかないと、何でも作ったら良いわという世界ではないと思うんで、今回は国の方の方針に基づいて色々な公共事業を前に進めていくのにやはり所有者不明土地があれば前に進まないということからこういう法律の発想ができた、改正の発想がでてきたと思うんですけども、これにはとりあえず私は賛成はしますけども、もう少し中身についてはもっと勉強していただきたいと考えますので今後その点をよろしくお願いします。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） それでは討論を終結させていただきます。

これより承認第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例等の一部改正）は承認とすることに決定されました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このように緩和されたという事ですが、それぞれの所で何名ぐらいがその対象者になって金額的にどれぐらいになりますか。

○福祉部次長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中野福祉部次長。

○福祉部次長（中野雅史） 今回の軽減の判定基準の拡充におきまして令和元年度の賦課資料に基づきまして4月1日現在の被保険者で計算させていただいた結果となるんですけども。

5割軽減の新たな対象5世帯で10名の方となっております。2割軽減の対象世帯が16名と34名合計26世帯の44名の方が新たな対象となる結果となっております。軽減金額につきましては全体的に言いますと62万5,460円。1世帯あたりについて2万4,056円程度の軽減拡充されたという事になります。以上です。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより承認第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）は承認とすることに決定されました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河合町後期高齢者医療に

関する条例の一部改正)は承認とすることに決定されました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険条例の一部改正)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 基本的にはこれは制定するべきやと思うんですけども、ただ対象者の所で給与等を謝礼受けてるものとなるんですけども、いわゆる自営業者の方で国保の方とかがコロナで収入が通常収入が無くなるかそういう時とかは対象にならないのかということを確認しときたいと思います。

○福祉部次長(中野雅史) はい、議長。

○議長(杵本光清) 中野福祉部次長。

○福祉部次長(中野雅史) 今回の傷病手当につきましては、働いておられる方が対象となっておりますので、自営業等の方につきましては、傷病手当支給の対象外となります。

○議長(杵本光清) 他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険条例の

一部改正)は承認とすることに決定されました。

- 6番(坂本博道) 議長。
- 議長(杵本光清) 坂本議員。
- 6番(坂本博道) 動議をお願いします。
- 議長(杵本光清) どのような。
- 6番(坂本博道) 休憩の動議をお願いします。
- 議長(杵本光清) ただいま坂本議員より休憩動議がありましたがこの動議に賛同される方いらっしゃいますか。
- 2番(常盤繁範) 賛成。
- 議長(杵本光清) はい、常盤議員。動議として成立しましたので動議の採決をとりたいと思います。休憩を取ることに賛成の方、起立願います。
- (賛成者起立)
- 議長(杵本光清) 全員であります。
- それでは、暫時休憩と致します。
- 再開は12時35分と致します。

休憩 午後12時26分

再開 午後12時35分

- 議長(杵本光清) 再開致します。

◎議員発議第6号の上程、説明、討論、採決

- 議長(杵本光清) ただいま、長谷川伸一議員他11名から議員発議第6号が提出されました。
- これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。
- よって議員発議第6号を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8、議員発議第6号 新型コロナウイルス対策に関する議会議員報酬削減に向けての決議を議題とします。

提出者の長谷川伸一議員の説明を求めます。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ご説明します。新型コロナウイルス対策に関する議会議員報酬削減に向けての決議。今後新型コロナウイルス対策予算編成をするにあたり現状の河合町財政状況を鑑みると自主財源に限りがあります。国の特別定額給付金はもとより本町独自の対策は必要となっております。自主財源の確保のひとつとして議員報酬削減の決議を求めます。なお、削減の内容及び削減期間について、6月定例会に向けて早急にとりまとめることとします。以上のことから河合町議会会議規則第13条の規定にもとづき令和2年5月河合町議会臨時会において新型コロナウイルス対策に関する議会議員報酬削減に向けての決議を提出するものである。

令和2年5月8日 河合町議会議員 長谷川伸一。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより議員発議第6号の採決を行います。

議員発議第6号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第6号 新型コロナウイルス対策に関する議会議員報酬削減に向けての決議は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清） 以上で、今期臨時会に付議されました案件はすべて議了しました。

よって、令和2年第4回臨時会は閉会します。

閉会 午後 12 時 38 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子

署 名 議 員 岡 田 康 則